

金融緩和政策と予定利率

FDSグループ代表

吉富明彦

エージェントバンク(FDSグループ)主任研究員

関戸恵子

昨年(2024年)11月後半に、N生命が約40年ぶりの予定利率引き上げを公表した。日銀の金融緩和政策の解除によるマイナスからプラスへの金利の正常化に伴い、保険会社の予定利率引き上げが相次いでいる。予定利率について確認するとともに、金融政策が予定利率に与える影響などについてみてみる。

1. マイナス金利政策の解除

(1) 金融政策とは
金融政策(Monetary Policy)

とは中央銀行(日本では日銀)が行う経済政策で、物価や雇用、為替相場などの安定などを維持したり、誘導したりする政策である。例えば市中が冷え込み、インフレ傾向であるときには市中の通貨量を増やすことで経済の活性化を目指す(金融緩和)と、逆に市中がインフレ傾向で経済が過熱気味であるときは市中の通貨量を減らし物価の高騰などを抑えることを目標とする(金融の引き締め)。

「金融政策決定会合」で審議され決められる。具体的な方法としては、一般銀行が日銀の当座に預ける「預金準備率」を操作する「預金準備率操作」(支払準備率操作、法定準備率操作)、日銀が一般銀行に貸し出す際の利率を操作する「基準割引率および基準貸付利率操作」(2006年までは公定歩合操作)、市中の国債や手形、コミッションペーパーなどを売買

2. 予定利率

(1) 予定利率
「予定利率」とは、保険料を算出する際に使用する「予定基礎率」の一つで、他に「予定死亡率」「予定事業費率」などがある。

(2) 標準利率と予定利率
標準利率は金融庁が10年物国債の利回りを基準に決定する。具体的には毎年10月1日時点の10年物国債の応募者利回りの「過去3年間の平均値」と「過去10年間の平均値」の低い方に、対象利率(この安全係数をかけたもの)を合計して求める。その数値が現行の標準利率と比べ、±0.5%以上の差異が生じたときは0.25%の整数倍で標準利率を変更する。

コスト面からも魅力ある商品を期待

96年の保険業法改正で「標準利率」が導入された。標準利率は「標準責任準備金」を計算するときに使用する利率で、責任準備金とは将来の保険金の支払いなどのための積立金である。生保各社は標準利率に応じた責任準備金の積み立てが法的に義務付けられている。

削減することで契約者に安い保険料を提供しよう努力している。

③ 予定利率
契約者が払い込んだ保険料の一定部分については、保険会社が株式や債券などで資産運用を行うことで運用益を得ている。この運用上の利益の分は、保険料算出の際に引き下ろすことができる。この割引率が予定利率であり、通常は保険期間を通じて加入者に対し約束する運用率である。

設定すればその分保険料を安くできるが、保険期間を通してその運用利率を確保するという運用リスクを負うことになる。

長引く運用環境の低迷は、貯蓄性商品の販売停止などにもつながった。

1・25%に(11年ぶりに)、さらに24年12月1日からは1・3%に相次いで引き上げている。

M生命は23年12月に学資保険の予定利率を0・75%から1・3%に引き上げると発表した。また24年5月からは一時払い終身保険について0・94%から1・1%に引き上げている。さらに24年12月19日には平準払の積立保険と学資保険について25年2月から予定利率を上げる予定であることを発表した(積立保険が1%から1・15%、学資保険が1・3%から1・5%)。

F生命は24年4月2日から個人年金保険の予定利率を0・65%から1・15%または1・35%に引き上げ、25年4月からは平準払終身保険についても0・4%から1%に引き上げる予定である。

金融緩和の終焉は保険会社以外の金融機関(銀行、証券会社など)にも影響を与えている。実際、預金の金利や債券の利回りが上昇の傾向にある。

経済の回復と金利の正常化に伴い、顧客獲得競争が活発化すると思われる。予定利率を上げることで保険料を安くし、コスト面からも魅力ある保険商品を提供することが保険会社には求められるであろう。

医師と損保のため
の分かりやすい **交通事故外傷ガイドQ&A** **整形外科編**
東京女子医科大学 整形外科 前主任教授 **加藤 義治**
●B5判・206頁
●定価 4,180円(税込)
送料 495円(税込)
(2024年3月刊)
ISBN978-4-89293-476-6
お申込みはFAXまたはWebで FAX 03-5816-2863 https://www.homai.co.jp **保険毎日新聞社** 東京都台東区台東4-14-8
シモンパークビル2F 03-5816-2861